

危険物新聞

第419号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
編集 松村光惟
発行人

大阪市西区新町1丁目5-7
四つ橋ビル
TEL (531) 9717-5910
定価 1部 60円

63年度 第2回取扱者試験結果 甲種37.5%、乙種4類34.1%

財大阪府消防試験研究センター大阪府支部では、10月10日に実施した昭和63年度第2回危険物取扱者試験結果を11月9日に発表した。

その結果は次のとおりで、第1回と比べて、甲種(58.5%→37.5%)の成績がダウンしているが、これも当協会が実施した準備講習会(第1回目に実施、第2回目には実施せず)によるものと思われる。

	受験者数	合格者数	合格率(%)
甲種	192	72	37.5
乙種1類	49	36	73.5
乙種2類	38	33	86.8
乙種3類	21	14	66.7
乙種4類	2,497	851	34.1
乙種5類	13	12	92.3
乙種6類	75	46	61.3
丙種	981	847	86.0

63年度、第4回危険物取扱者試験

64年、2月中旬に

11月17、18日に、63年度第3回危険物取扱者試験の願書受付が終了したところであるが、第4回試験が次のとおり予定されている。

試験日 64年2月19日(日)
試験種目 甲種、乙種1~6類、丙種
試験会場 大阪府立大学(堺市)
願書受付 64年1月19、20日

養成講習受付は1月から

第4回、養成講習は、乙種4類及び丙種について、1月中旬から2月上旬にかけて行なわれる。会場は、大阪、堺、茨木の各会場があてられ、休日コース、夜間コースも実施される。

なお、講習受付は1月10日すぎから、大阪、堺、岸和田、東大阪、守口、枚方、茨木、豊中の各受付場所で行なわれる。



ハイテクテク。

常に防災の歴史とともに歩みつづけ、さらに未来に向けてハイテク防災空間を拡げつつあるヤマト。防災のトータルプランナーとして、確実に前進をしています。

消火装置 消火器 警報装置 避難設備 各種防災機器

●防災のトータルプランナー

YAMATO

ヤマト消火器株式会社

■本社 〒537 大阪市東成区深江北1-7-11 TEL. (06) 976-0701 機
■東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL. (03) 446-7151 機

SINCE 1918

—これだけは知っておきたい!—

給油取扱所 Q & A

昭和62年に危険物の規制に関する政省令の一部改正が行われ、給油取扱所（ガソリンスタンド）の業務が拡大され、併せて予防規程の作成が義務づけられました。

予防規程はいうまでもなく危険物施設の災害を予防すること、また一旦火災が発生した場合においては災害の拡大を防止し、被害を最小限度に抑えるための自主保安体制の確立を図ることを目的として制度化されたものです。

予防規程に定めるべき重要な項目の一つとして従業員に対する保安教育があります。保安教育の周知徹底が事故防止の最大の決め手だといっても言い過ぎではありません。

給油取扱所の経営者等におかれましても平素からこの面には真剣に取り組まれていることと存じます。このたび、大阪市消防局危険物研究分科会におきましてソフト面のチェックの目安として「給油取扱所Q&A」を作成しました。従業員の保安教育にこの資料が広く活用され、危険物施設の災害防止の一助となれば幸いです。

1. 危険物取扱者・危険物保安監督者

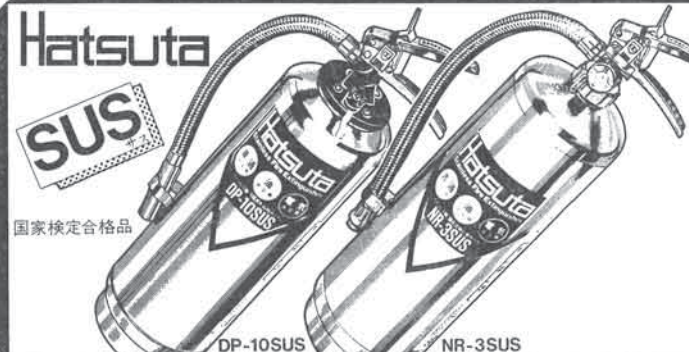
- Q 1 危険物取扱者制度とは何のことですか？
- Q 2 危険物取扱者免状の種類を知っていますか？
- Q 3 免状を持っていれば全ての危険物を取扱うことができますか？
- Q 4 免状を持っていない者は危険物を取扱うことができないのですか？
- Q 5 保安講習とは何ですか？
- Q 6 免状の再交付や書換えはどこに申請しますか？

- Q 7 免状の更新は必要ですか？
- Q 8 保安講習を期間内に受講しないとどうなりますか？
- Q 9 危険物保安監督者制度とは何のことですか？
- Q 10 危険物保安監督者を選任するのはだれですか？
- Q 11 危険物保安監督者の業務は何ですか？
- Q 12 危険物保安監督者が不在のときはどうしますか？
- Q 13 危険物保安監督者を選任しないとどうなりますか？

- A 1 危険物の取扱いは危険物取扱者自らか或いは危険物取扱者が立ち会わなければ給油取扱所では危険物の取扱いはできないことになっています。
- A 2 甲種、乙種及び丙種の3種類があります。
- A 3 免状の種類によって異なります。免状と危険物の取扱い作業及び資格を有しない者への立会いは次のようになっています。

免状の種類	取扱作業	立会い
甲種	全類	全類
乙種	指定された類	指定された類
丙種	指定された危険物	×

- A 4 資格を有する者（甲種又は乙種）の立会いがあれば危険物を取扱うことができます。
- A 5 危険物取扱作業に従事している危険物取扱者は都道府県知事が行う保安講習を3年に1回受講するようになっています。
- A 6 居住地又は勤務地を管轄する都道府県知事に申請します。
- A 7 昭和64年4月1日より免状を取得してから10年ごとに写真の張換えが義務づけられました。現在免



ハイグレード満載!

ホテル・オフィス・マンション・病院・公共施設などインテリア性を重視する場所に最適

- 粉末—DP-10SUS・20SUS
- 強化液—NR-3SUS・6SUS

ハツタ・ステンレス消火器

消火器・消火装置の総合メーカー

株式会社 初田製作所

本社工場/大阪府枚方市招提田近3-5 〒573 TEL (0720) 56-1281(内)

大阪支社
〒555 大阪市西淀川区千舟1丁目5番47号 ☎(06) 473-4870

状の交付を受けている方は昭和67年3月31日まで
に更新の手続きをしてください。

- A 8 免状返納命令の対象となります。
- A 9 危険物の取扱作業に従事する者に対して保安業務全般にわたる適切な指示、監督を行って安全の確保を図るため、給油取扱所においては全て危険物取扱者（甲種又は乙種）のうちから選任するようになっています。
- A 10 給油取扱所の所有者、管理者又は占有者です。
- A 11 従業員に対して法令を遵守させ、適切な指示、監督を行い、火災発生時の指揮と応急措置、消防機関等への連絡など、法令で種々定められています。
- A 12 危険物保安監督者がやむをえず外出するときはその所在を明らかにしておくとともに、危険物取扱者のうちから必ず代理者をたててください。
- A 13 給油取扱所の使用停止の対象となります。

解 説

- 危険物取扱者免状の甲種は、全ての危険物を取扱うことができ、乙種は免状に記載されている類の危険物だけを取扱うことができます。また、丙種は第4類の危険物のうちガソリン、灯油、軽油、重油、潤滑油及び引火点が130度以上の石油類など指定された危険物のみ取扱うことができます。

危険物取扱者の立会いとは資格を有しない者が危険物を取扱う場合に、技術上の基準を守るよう監督して、必要に応じて適切な指示を与えることです。

- 給油取扱所に従事する方は危険物を取扱わなければなりませんから、全員免状を取得するよう心がけてください。また、誰がどの種類の免状の交付を受けているか全員に周知するようにしてください。
- 危険物保安監督者が必要とされる危険物施設とは取扱う危険物の引火点（40度未満）及び取扱数量（30倍を超える）から決まります。従って、給油取扱所は全

て必要となります。

2. 予防規定

- Q 1 予防規程とは何のことですか？
- Q 2 危険物保安監督者が休みのときはどうしていますか？
- Q 3 工事中の安全対策はできていますか？
- Q 4 顧客に対する安全対策等はできていますか？
- Q 5 自衛消防組織とは何のことですか？
- Q 6 危険物の流出を発見したらどうしますか？
- Q 7 地震が発生したらどうしますか？
- Q 8 保安教育はどういう内容ですればよいのですか？
- A 1 予防規程は火災を予防するため、また災害が発生した場合の通報その他の応急措置などの内容を具体的に定めた自主保安に関する規程で、給油取扱



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備
スプリンクラー設備
ドレンチャー設備
泡消火設備
ガス消火設備
粉末消火設備
自動火災報知設備
避難設備

創業30年の実績と経験で信頼いただく
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検

株式会社 三和商會

本社 大阪市西区京町堀2丁目1番17号
〒550 電話 (06) 443-2456(代)
平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号
〒547 電話 (06) 707-3341



所では全て作成し、市長村長等の認可を受けなければなりません。

- A 2 職務代行者を定めて下さい。また危険物保安監督者の所在を明確にするため、在、不在の掲示を必ずしてください。
- A 3 その日に行われる工事の内容、出入業者のチェック、連絡事項などを周知し、工事中の火気の取扱いは特に注意してください。
- A 4 給油又は注油業務を行う場合は細心の注意を払い、自動車の誘導、整理及び顧客の喫煙管理や駐車管理などの徹底を図ってください。
- A 5 火災を予防するため及び災害が発生した場合に被害を最小限度に抑えるための自衛のための組織で、隊長の指揮のもとに各々、消火、通報、避難誘導及び応急措置などについて任務を分担します。
- A 6 危険物保安監督者などに知らせて、次のような応急措置をとってください。
流出の拡大防止を図るため、緊急停止装置の操作、ポンプ設備の停止、火気の使用禁止、敷地外への流出防止対策を行うとともに消防機関へ通報してください。
- A 7 危険物の取扱作業を直ちに中止してください。使用を再開するときは、ポンプ、計量機その他の設備を点検し、異常のないことを確認してください。
- A 8 危険物施設の位置・構造・設備の技術上の基準や危険物の貯蔵、取扱いの基準を周知させてください。また教育期間としては新入社員の入社時、その他、定期的に計画を樹てて訓練なども実施してください。

解 説

予防規程は給油取扱所が自主的に行う保安基準です。顧客の安全はもちろん、施設の維持管理、従業員の安全を守

るためのもので、経営者及び従業員は予防規程を遵守するよう義務づけられております。

予防規程に定めなければならない事項は次のとおりです。

- 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること
- 危険物保安監督者が旅行、疾病、その他の事故によってその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること
- 自衛の消防組織に関すること
- 危険物の保安にかかる作業に従事する者に対する保安教育に関すること
- 危険物の保安のための巡視、点検及び検査に関すること
- 危険物施設の運転又は操作に関すること
- 危険物取扱作業の基準に関すること
- 補修等の方法に関すること
- 災害その他の非常の場合にとるべき措置に関すること
- 危険物の保安に関する記録に関すること
- 位置、構造及び施設を明示した書類並びに図面の整備に関すること
- その他、危険物の保安に関し必要な事項

3. 点検等

- Q 1 定期点検ではいつ、どのようなところを点検するのですか？
- Q 2 定期点検は誰がするのですか？
- Q 3 検知管（検知棒）とは何ですか？
- Q 4 油分離装置とはどんな装置ですか？
- Q 5 緊急停止装置はどんな装置ですか？
- Q 6 標識、掲示板の種類を知っていますか？
- Q 7 消火器はどこにありますか？


空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
速隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)

 株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番9号 工技研ビル ☎358-9467-8

- A 1 点検の種類は定期点検と、始業前、終業後点検があります。

定期点検は原則として1年に1回以上行うこととされていますが、3ヶ月に1回は実施してください。点検内容は地下貯蔵タンク、固定給油設備、ポンプ設備、配管及び建築物など多岐にわたっていますので定められている記録表に基づいて行ってください。

- A 2 定期点検は給油取扱所の所有者、管理者又は占有者の責任のもとに行うこととされていますが、点検実施者は危険物取扱者又は危険物取扱者の立会いを受けた場合はそれ以外の者でも点検を行うことができます。またその記録表は3年間保存しなければなりません。
- A 3 検知管は地下貯蔵タンクの周囲の四隅に設けられているもので危険物の漏れを発見するためのものであります。
- A 4 排水溝から流れてきた油水を油分離装置に導き油と水を完全に分離し、水だけを下水へ流す装置です。通常、3槽以上の槽からなっています。貯った油は定期的に回収してください。
- A 5 懸垂式の固定給油設備（ノンスペース型）に設けられている装置で、危険物の流出を防止するため、緊急にポンプを停止させるためのものです。取付位置も覚えておいてください。
- A 6 「危険物給油取扱所」「類、品名、数量、保安監督者氏名」「火気厳禁」「給油中エンジン停止」及び固定給油設備等の給油管等の直近に取扱う危険物の「品目」表示などがあります。注油口にも「品目」表示をしてください。
- A 7 消火器の位置と使用方法は全員覚えておいてください。また消火訓練時などにできるだけ体験させるようにしてください。

解 説

定期点検の点検記録表については自治省消防庁から指針が示されております。点検は目視により確認しますが地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の漏洩の有無の確認は目視ではできませんので微減圧法、微加圧法その他の方法で1年に1回以上（危険物の量を測定する方法と漏洩検知管による方法を併用して行う方法もあります）行うようにしてください。定期点検の記録表は消防職員の立入検査時に提示するようにしてください。

4. 危険物の取扱い行為

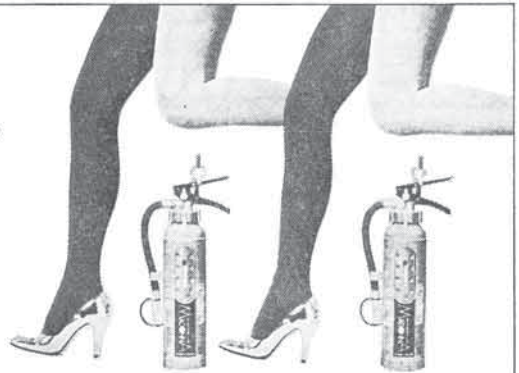
- Q 1 移動タンク貯蔵所（ローリー）からの危険物の注入作業時はどうしていますか？
- Q 2 移動タンク貯蔵所からの注入作業時はどんな注意が必要ですか？
- Q 3 移動タンク貯蔵所の緊急停止レバーを知っていますか？
- Q 4 ガソリンや軽油を容器に詰めて販売してはいけませんか？
- Q 5 灯油の容器詰めはどのような注意が必要ですか？
- A 1 移動タンク貯蔵所の運転手まかせにしませんか。油量及び油種を確認のうえ、注入口を指示し、ローリーアースのセット、消火器の配備などを行い、必ず作業が終了するまではその場所を離れないようにしてください。
- A 2 移動タンク貯蔵所から危険物を注入するときは可燃性ガスが発生しやすいので、専用タンクの注入口から3メートル以内及び通気管の先端から水平距離で1.5メートル以内の部分は駐車禁止となっています。また自動車の点検、整備又は洗浄などもしないようにしてください。
- A 3 移動タンク貯蔵所には緊急停止レバーが必要で、通常は車両の後部又は両サイドの位置にあり

安全が見える窓つき またひとつ超えました。

安心小窓がついた
モリタの消火器
MADONNA
火災御見舞金(最高20万円まで)つき

モリタ 森田ポンプ株式会社

本 社 / 〒544 大阪市生野区小路東5-5-20 Tel(06)751-1351(代)
営業所 / 東 京・大 阪・名古屋・仙 台・福 岡・高 崎
静 岡・富 山・広 島・松 山・札 幌・旭 川



ます。

- A 4 灯油は容器に詰めて販売することは認められています。しかしガソリン及び軽油の容器詰め販売は好ましくないのではありませんようにしてください。
- A 5 容器の種類、破損の有無、静電気などに注意してください。また詰め置きは誤販売のもとになりますから容器詰めは必要数だけにしてください。

解 説

- ・ 移動タンク貯蔵所から専用タンクにガソリンを注入するときは原動機を停止してください。またガソリン、灯油、軽油などは静電気による災害防止のための措置として接地（アース）が必要です。
- ・ 専用タンクに入りきらなかった油をドラム缶や1斗缶に詰めますと誤販売のもとになりますので、残った油は必ず引き取らせてください。
- ・ 給油取扱所とは固定した給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う施設なのでガソリンや軽油の容器詰めは使用目的からはずれています。

5. 危険物の性状

- Q 1 ガソリンの性状を知っていますか？
- Q 2 燃焼（爆発）の三要素を知っていますか？
- Q 3 給油取扱所で危険性の高い場所はどこですか？
- Q 4 給油取扱所ではどんな事故が起こりやすいか知っていますか？

A 1 ガソリン蒸気の比重は空気よりも重いのでガソリン蒸気は床面を漂うようにして流れます。またガソリンの比重は水よりも軽く、水には溶けませんので、水で洗っても水といっしょに下水へ流れてしまうおそれがあります。こぼれたガソリンは必ずふき取ってください。

A 2 可燃物、酸素及び着火源をいいます。危険物は爆

発的に燃焼拡大します。給油取扱所では可燃物（危険物）及び酸素（空気）を除くことはできませんので着火源を無くす工夫が必要です。

A 3 懸垂式や地上式の固定給油設備、専用タンクの注入口及び通気管の先端の周囲を危険場所の範囲に指定しています。またポンプ室は室内全体を指定しています。

A 4 給油取扱所での事故は火災よりも漏洩事故が多く発生しています。漏洩事故の原因は設備の老朽化あるいは腐蝕によって起る場合もありますが危険物の油量、油種の未確認、指示の不徹底あるいは点検整備の不備など人の不注意からのものも多く発生しています。

火災事故は自動車の燃料タンクからガソリンを金属製のロートを使用してポリ容器に移し替える作業中に静電気のスパークで出火するケースが毎年のように発生しています。ガソリンの抜き取りはしないようにしてください。またお客の喫煙により出火するケースもあります。喫煙管理をおろそかにしないようにしてください。

その他放火によるものやガソリンと灯油の誤販売によるケースもあります。

解 説

給油取扱所で取扱うガソリン、軽油及び灯油の特性は次のとおりです。

	引火点 (°C)	色	爆発範囲 (%)	蒸気比重 (対空気)	比重 (対水)
ガソリン	-40	ピンク	1.4~7.6	3~4	0.65~0.8
軽油	50~85	無	1.0~6.0	5.0	0.81~0.85
灯油	40~65	無	1.1~6.0	4.5	0.78~0.89

消防点検は…マルナカ



マルナカは、社会に「安心」を提供する防災のプロフェッショナルです。

大阪本社 〒530 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 TEL (06)371-7775(代)
 東京本社 〒113 東京都文京区本駒込5丁目73番5号 TEL (03)944-0161(代)
 神戸マルナカ 〒653 神戸市長田区東尻池町3丁目4番19号 TEL(078)681-5771(代)

63年度 保安講習について

大阪府主催の昭和63年度危険物取扱者保安講習もいよいよ終盤となり、来年2月の10会場を残すのみとなった。

毎年、年度末には受講希望者が殺到する傾向にあるので、予定している方は早い目に所定の往復ハガキ申込書(各消防署で配布)を送付されたい。

受講手続きの手順

- 1 受講申込書(所定の往復ハガキで郵送) 本人→協会
- 2 受講受付日・受講日決定通知(返信ハガキ) 協会→本人
- 3 受講申請
 - (1) 受付指定日に指定場所で受講申請書(返信ハガキ)に4,000円の大阪府証紙(受講手数料)を貼付して申請のこと。(証紙は受付場所が発売)
 - (2) 受講票とテキストを交付

4 受講

講習当日、受講票、免状及びテキストを持参し、所定の講習3時間を受講すると、免状に受講済印を押し交付。

保安講習63年度実施予定表

〔回数〕	〔実施日〕	〔会場〕	〔区分〕
04	2月2日	堺市民会館	
05	2月15日	大阪商工会館(午前)	(化学)
06	2月15日	同上	(午後)(同上)
07	2月16日	同上	
08	2月17日	同上	
09	2月21日	茨木商工会館	
00	2月22日	枚方農協会館	
01	2月23日	(布施)弘容ビル	
02	2月24日	豊中市民会館	
03	2月27日	大阪商工会館	

(注) 区分に明記していないのは「その他一般」

第9回論文募集(締切63年12月20日まで)

「危険物の安全管理について」

第9回表紙懸賞論文を下記のとおり募集しますのでご応募下さい。

1. 応募資格 府下事業所に勤務する者
2. 募集部門と内容
 - 第1部(製造、取扱い部門) 化学工場等の危険物製造、取扱い部門における防災管理、企業内共同研究、事故体験記録等について
 - 第2部(貯蔵、流通、販売部門) 油槽所、営業危険物倉庫の大量貯蔵部門、タンクローリー等輸送部門、又はガソリンスタンド等の販売部門における安全管理、事故防止対策、事故体験記録等について
 - 第3部(その他) 一般事業所等における危険物の安全管理、事故体験記録等について

※各部とも400字詰原稿用紙(横書き)10~15枚程度

3. 送り先 大阪市西区新町1-5-7 四つ橋ビル ☎大阪府危険物安全協会
4. 切 昭和63年12月20日
5. 発表 昭和64年2月末日
6. 表彰 優秀賞 1編(賞状と副賞5万円)

各部門の優良作品の中より選出し、該当者は部門優良賞の副賞と重複はしない。

優良賞 各部門ごと1編(賞状と副賞3万円)

佳作 各部門ごと若干(賞状と副賞1万円)

なお、優秀賞、優良賞に該当作品が無い場合は、各部門の優良賞、佳作入選を増やすことがあります。(その他応募者には記念品を贈呈いたします。)

7. その他 入賞作品の著作権は本会に帰属し、作品は返却しません。

全危協“皆川理事長”も出席

近畿ブロック会議開催

全危協近畿ブロックでは、11月1日から2日にかけて、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県、大阪府の各府県危連会長出席のもと、大阪府岸和田市、高石市で会長会議並に研修会を開催した。

また、全危協からは、皆川理事長、白井総務課長も来賓として出席された。

1日午後、岸和田市の大阪鉄鋼金属会館で近畿ブロック会長会議を開催、「規約を制定して、全危協近畿ブロック連絡協議会を結成、今後より一層連絡調整をはかり、相互に情報交換をしながら、各府県危連、全危連の発展に寄与し、危険物災害の防止に努めることを誓い合った。

引き続き、岸和田港から特別に乗船し、約2時間にわたり、急ピッチで進んでいる関西新空港建設現場を視察研修した。



会場をH新東洋に移し、大阪府より生活文化部次長また、大阪府下消防長会国本会長、地元消防の堺・高石消防本部消防長代理田中部長等の来賓を迎え、本年の当番府県である大阪府危険物安全協会の役員が歓待し、懇親会を開催した。

全危協並に近畿ブロック各会長は同ホテルで宿泊、翌日は堺泉北コンビナートの大阪ガス泉北LNG工場、ガス科学館を見学、昼過ぎ散会した。

全危協 堀井理事叙勲

昭和63年度秋の叙勲で、全国危険物安全協会理事（愛知県危協会長堀井三平氏が、全危協の上申により、危険物保安功勞によって勲五等双光旭日章を受章された。

保安講習の民間委託に関する
検討委員会の報告書まとまる

第二次臨時行政調査会の答申で、危険物取扱者の保安講習の民間委託が指摘されたが、63年度で12都道府県でしか委託が行われていない現況を踏まえ、全危協では、講習事務の民間委託が円滑かつ適正に推進されるよう、その問題点を検討し、その対応策を求め、行政、団体の事務局レベルで委員会を設置、5月から9月まで4回の委員会を開催し検討されたが、このほどその報告書をまとめ関係機関に配布された。

11月26日(土)～12月2日(金)

秋の全国火災予防運動

毎年、火災の発生しやすいこの時期、11月26日(土)～12月2日(金)までの1週間、秋の全国火災予防運動が行なわれる。

この期間内は、各地で種々の火災予防啓発の行事が実施され、また危険物運搬車両のチェック等も行なわれる。

危険物設備の設計・施工
保安点検・検査

設備の安全を創造する

①新栄プラント建設株式会社

本社 大阪市南区南船場2丁目7番14号
〒542 (大阪写真会館)
電話 大阪(06) 271-5588(代)

「その火 その時 すぐ始末!」

秋の全国火災予防運動 11月26日(土)～12月2日(金)